千葉市立本町小学校外9校給食室冷暖房設備導入に係る

設計施工支援業務委託

仕様書

令和３年３月

千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課

１　業務概要

（１）委託業務名

千葉市立本町小学校外９校給食室冷暖房設備導入に係る設計施工支援業務委託

（２）委託期間

契約締結日の翌日から令和３年８月３１日（水）まで

（３）委託業務の目的

本市（以下「発注者」という。）が千葉市立本町小学校外９校の給食室に冷暖房設備を導入するにあたり契約する冷暖房設備賃貸借事業に際し、善良な管理者の注意をもって発注者支援を行い、事業の円滑な実施を実現することを目的とする。

（４）本委託の実施上の留意事項等

ア　本委託を受託したもの（以下「受注者」という。）は、冷暖房設備賃貸借事業（以下「本事業」という。）の実施設計段階、工事段階に対し、発注者の方針や意向を十分に理解し、関連する各分野における専門性の高い技術力を有する者を随時、適切に配置し、本委託に係る業務（以下「本業務」という。）にあたるとともに、良質かつ安定的な支援を契約期間中継続的に提供するものとする。

イ　本業務は、準委任契約によるものとする。

ウ　受注者は、常に発注者の支援者としての立場に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉え、本業務を実施するとともに、契約期間中、発注者との高い信頼関係及び、倫理性の保持を徹底すること。

エ　受注者は、本事業に関連する設計者・施工者等（以下「関連事業者」という。）から、常時完全に独立する立場の維持を徹底すること。

オ　受注者は、本業務の実施にあたり、本事業に係る関係諸法令、及び関連条例等の遵守を徹底すること。

カ　受注者は、本業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行うこと。

（５）委託業務の対象事業

千葉市立本町小学校外９校給食室冷暖房設備賃貸借　　事業者：未定（選定中）

２　委託業務内容

（１）設計施工マネジメントの支援

ア　設計書確認の支援

先行して設計を行う小学校２校を対象に設計方針の確認及び実施設計図レビューを実施すること。設計方針の確認は、整備事業者より提出された設計方針を書面で確認し、チェックバックを行うこと。実施設計図レビューは、建築、機械、電気を対象に実施設計内容の確認を行い、確認結果を実施設計図レビューシートに纏めて市に提出すること。なお、設計書確認の支援にあたり、受注者が必要と判断した場合は、現地調査及び整備事業者へのヒアリング等を実施すること。

イ　冷暖房設備導入完了検査立会い

先行して冷暖房設備の導入が完了する小学校２校（ア　設計書確認の支援の対象校と同一

校を想定しているが、重複は保証しない）を対象に冷暖房設備導入完了検査への立会いを行うこと。受注者は、冷暖房設備導入完了検査にて確認した施工状況等に関する助言内容をチェックリストに纏めて市に提出すること。なお、冷暖房設備導入完了検査のチェックリストは、全校に共通して適用されることを想定して作成すること。

（２）質疑回答の支援

ア　入札に係る質問書への回答支援

冷暖房設備賃貸借の入札参加予定者による、要求水準書、空調設備機器表、計画図に係る質問書について、受注者の持つこれまでの実績・経験・ノウハウ等に基づき回答案を作成すること。

（質問書への回答日（令和３年４月２２日）の前日までに回答案を作成すること。）

【参考】

質問書の受付期間（令和３年３月１２日～令和３年４月１５日）

質問書への回答日（令和３年４月２２日）

イ　質疑回答の支援

要求水準書、空調設備機器表、計画図に係る全校共通の質疑を対象に受注者の持つこれまでの実績・経験・ノウハウ等に基づき回答案を作成すること（3～5 営業日中）。なお、個別の学校ごとの質問は回答の対象としないが、先行して設計を行う小学校及び先行して冷暖房設備の導入を完了させる小学校に係る質問で、且つ、協議の上、普遍性があると判断できる質問は、回答案作成の対象とする。

３　貸与図書

発注者が適当と認める時には、本業務の実施にあたり必要な資料（設計方針書、実施設計図など）を受注者に貸与する。資料の貸与は原則、メールまたは受注者が用意するシステム等を利用して行う。なお、貸与資料のうち、ホームページ等で公開しているもの以外については、発注者の指示又は承諾があるときを除き、複写・複製を禁ずるとともに、本契約終了後に速やかに発注者に返却する等、取り扱いには十分注意すること。

４　業務体制

本業務の目的を十分に理解し、適切なる人員の配置及び体制の構築をすること。

（１）管理技術者

管理技術者は、本業務に精通した者を配置した上で、他の担当者を統括し、円滑に業務が進むように努めること。かつ、本業務の実施に関して、必要となる資格として、設備設計一級建築士または建築設備士を有する者とする。

（２）主任担当者

本業務に必要な技術者として、建築担当、電気設備担当、機械設備担当を配置すること。なお、各分野の主任担当者は、以下に掲げる資格を有する者とする。

ア　建築担当技術者

一級建築士

イ　電気設備担当技術者
　　設備設計一級建築士または建築設備士
ウ　機械設備（給排水衛生・空調換気）担当技術者
　　設備設計一級建築士または建築設備士

５　その他

（１）本仕様書に記載されている事項を履行するため、発生する費用については原則として委託費に含むものとする。発注者との打ち合わせの上、状況に対応するため別途費用が発生する場合は協議することとする。

（２）発注者が提供する資料は、委託業務以外の目的で使用してはならない。また、業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

（３）本仕様書に定めのない事項又は仕様について生じた疑義については、協議して解釈するものとする。

（４）業務の実施に当たっては、発注者及び各関係機関等との連絡調整を十分に図ること。

（５）事業計画等に、重要な変更が生じる場合には、事前に発注者と協議を行うこと。

（６）不測の事態が発生した場合においては、速やかに発注者に報告すること。

（７）その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者の協議により決定する。